

日々の生活に役立つ！



インド法律コラム

インドの総合法律事務所 Ahlawat & Associates の弁護士 Tania と
ジャパネスク坂谷が日本人の方に有益な法律情報をご紹介します。



Q8

私はインドに住む日本人です。ある日デリーのマーケットに行ったら、私の苗字が書かれている醤油瓶を見つけました。自分で苗字を書いたので、私の物に間違いありません。我が家の冷蔵庫に数日前まであったはずなのに、どういう訳かここに陳列されています。マーケットの店主にどこでこの醤油瓶を手に入れたのか聞きました。が、はぐらかされました。どうやったら醤油瓶を取り戻せるのでしょうか。

回答：

A. 残念ながら、今の段階では醤油瓶を取り戻すのは難しいでしょう。今、あなたが店頭に戻っても、その醤油瓶はもう置いていないと思います。店主はそれが盗難品だと知り、商品を手放してトラブルに巻き込まれるのを避けようとします。店主と接触する前に、警察に直接連絡した場合には、法的にまだ取り返す望みがあります。瓶に何らかの特徴があるか、その特定の瓶の領収書(シリアルナンバー等あればそれで充分証拠となる)を持っている場合のみ、その瓶があなたの物と主張することができます。ちなみに、自分の名前が記載されていても、決定的な特徴とはみなされませんので、筆跡鑑定での証明は有効となりません。その他の選択肢としては、もし醤油瓶が盗まれた様子が監視カメラに映っている場合は「その醤油瓶は盗難品だ」と主張することができます。これらの証拠がなければ、醤油瓶を取り戻すことは非常に難しいでしょう。また、警察から「冷蔵庫から消えた時点で気付かなかったのに、今さら店頭で見つけたから」として警察に相談するその動機が理解できない。ただの言いがかりではないのか?と不審に思われる可能性もあります。

解説：

今回の件では、店主の立場にも注目して考えてみましょう。そもそも法律の基本として、自分が所有していないものは売ることはできませんし、所有者でない人から物を購入することもできません。適切な請求書を保管し、商品が盗難品ではないことを明確しておくことは、店主の責任と言えます。インドでは、故意に盗難品を受け取ったり、保有したりする者は刑法の規定により罰せられます。犯罪の程度により、その処分は罰金から懲役まで様々です。その犯罪者(盗みを働いた者)が盗難品を隠べいしたり処分したりするのを任意で手助けした場合、その処分は最長3年の懲役か罰金、もしくはその両方になります。ただしその場合は、醤油瓶の持ち主は容疑者(店主)が法に反したことを証明する必要があります。例えば、「その盗難品を店主が所有していた」「店主がそれを手に入れる前に、店主以外の誰かがその所有物(盗難品)を所有していた」「店主は盗難品だと知っていた」といったことを証明しなければいけません。つまり、もし盗難品を販売していた店主が上述の行為をしたことが証明できれば、店主に盗難品を供給した者と共に店主も罰せられるでしょう。

※この記事では特定の法律分野の基礎についてのみ説明しています。



Ahlawat & Associates は国内外の顧客にサービスを提供するインドの総合法律事務所です。当事務所のサービスはインドにおける海外直接投資からスタートアップ事業への支援など、多岐に渡ります。A&A は法的サービスへのアプローチに革命を起こすことを目指しており、顧客の事業に関する日常的な手続きだけでなく、会社設立の複雑な手続きも単純化します。ご質問・ご要望等がありましたらお気軽にご連絡ください。日本人担当者がご対応致します。

Delhi

📍 A-33, Lower Ground Floor,
Defence Colony, New Delhi - 110024

Mumbai

📍 1st Floor, Examiner Press Building,
35, Dalal Street, Fort, Mumbai - 400001

☎ +91 98109 07903 (坂谷・荻田)

✉ mamisakatani@ahlawatassociates.in

🌐 <https://www.ahlawatassociates.com/>

インドの法律ならお任せ!
アフラワット法律事務所



AHLAWAT & ASSOCIATES
ADVOCATES